

放課後児童クラブの 待機児童の状況について

放課後児童クラブの現状①

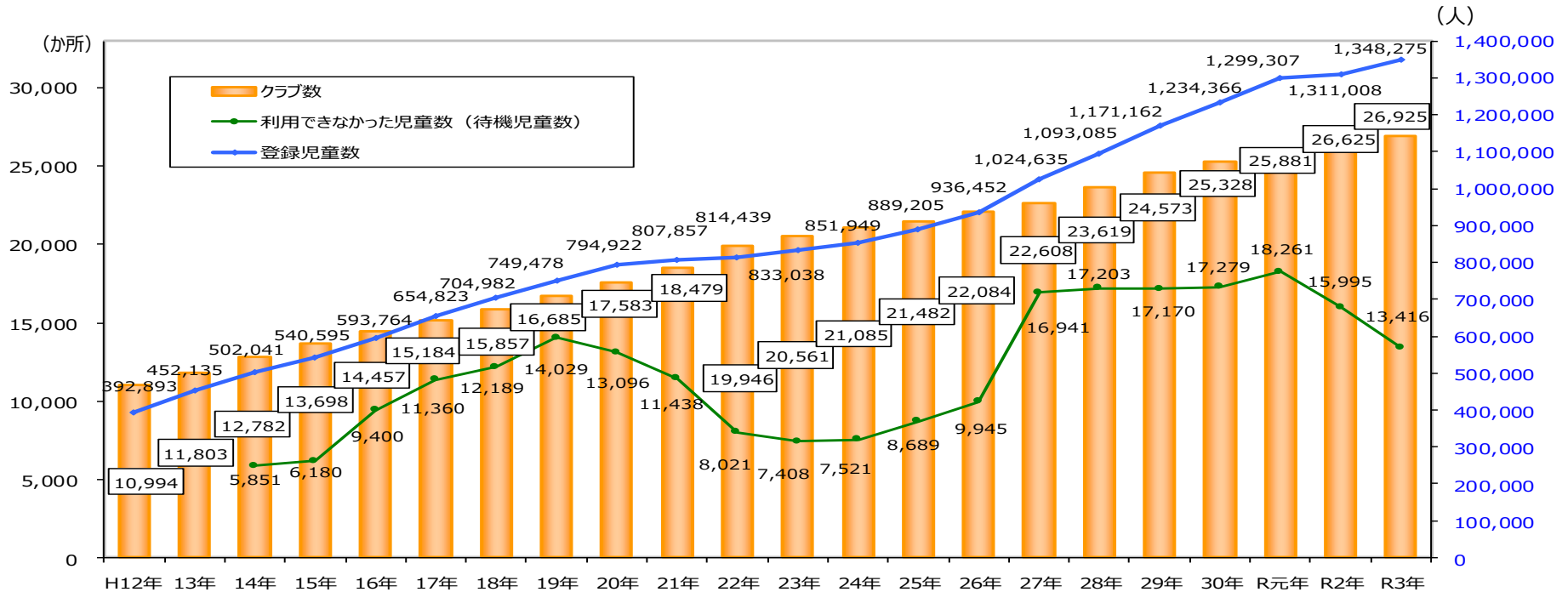
【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

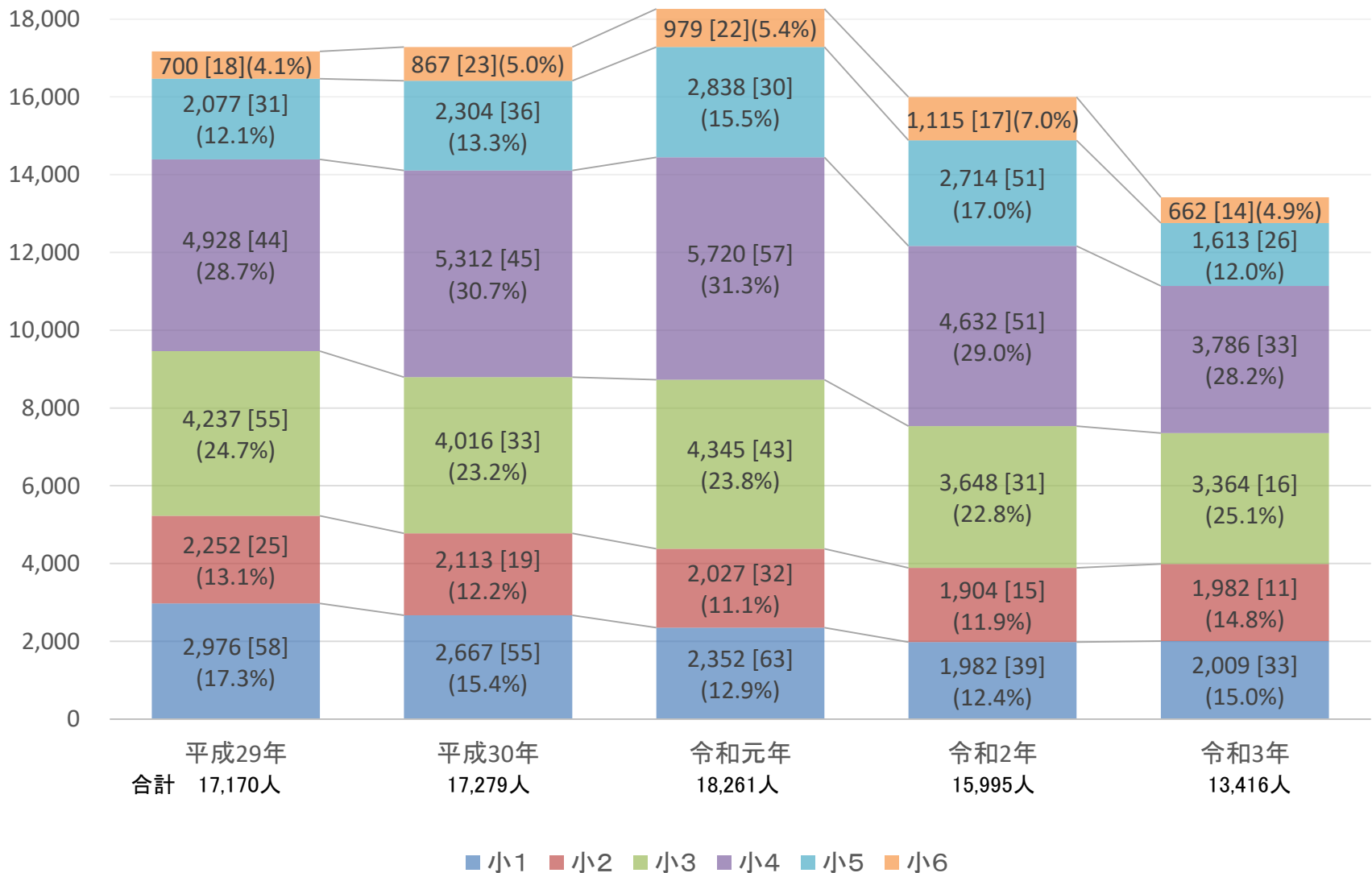
放課後児童クラブの現状②

【過去5年間の推移】（各年5月1日現在、令和2年のみ7月1日現在）

	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
クラブ数(か所)	26,925	26,625	25,881	25,328	24,573
増減	300	744	553	755	954
支援の単位数(支援の単位)	35,398	34,577	33,090	31,643	30,003
増減	821	1,487	1,447	1,640	1,805
利用定員数(人)	1,498,667	1,453,579	1,382,973	1,320,297	1,254,714
増減	45,088	70,606	62,676	65,583	69,812
登録児童数(人)	1,348,275	1,311,008	1,299,307	1,234,366	1,171,162
増減	37,267	11,701	64,941	63,204	78,077
利用できなかった児童数(人)	13,416	15,995	18,261	17,279	17,170
増減	▲2,579	▲2,266	982	109	▲33
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,624(93.3%) [1,741]	1,623(93.2%) [1,741]	1,618(92.9%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,643(88.1%) [18,889]	16,628(87.5%) [19,011]	16,635(86.7%) [19,277]	16,551(85.2%) [19,428]	16,651(84.8%) [19,628]

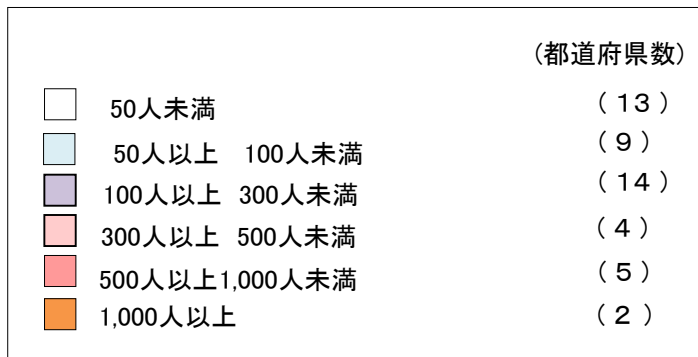
利用できなかった児童（待機児童）について①

【待機児童数の学年別の状況】（各年5月1日現在、令和2年のみ7月1日現在）



※単位＝人／[]内は障害児数／()内は各年の待機児童総数に対する割合

利用できなかった児童（待機児童）について②



都道府県	利用できなかった児童数
北海道	149
青森県	15
岩手県	142
宮城県	272
秋田県	51
山形県	20
福島県	405
茨城県	150
栃木県	68
群馬県	29
埼玉県	1,230
千葉県	940
東京都	3,361
神奈川県	582
新潟県	0
富山県	73
石川県	19
福井県	0
山梨県	57
長野県	1
岐阜県	69
静岡県	803
愛知県	430
三重県	28
滋賀県	61
京都府	28
大阪府	284
兵庫県	923
奈良県	16
和歌山県	78
鳥取県	57
島根県	160
岡山県	203
広島県	104
山口県	378
徳島県	43
香川県	151
愛媛県	129
高知県	59
福岡県	264
佐賀県	136
長崎県	17
熊本県	156
大分県	32
宮崎県	307
鹿児島県	150
沖縄県	786
計	13,416